

高額医療費資金貸付申込書

豊田自動織機健康保険組合 御中
 豊田自動織機健康保険組合高額医療費資金貸付規程により
 貸付を受けたいので、以下のとおり申し込みます。

提出日 年 月 日

被 保 険 者 記 入 欄	保険証の 記号番号	記 号	番 号	被保険者 氏名	提出日 年 月 日											
	連絡先 住所 電話番号	〒 -		都道 府県	自宅TEL () -						携帯TEL () -					
	会 社 名															
	所 属															
	受診者の氏名					受診年月	年 月									
	発病または 負傷の原因	交通事故やケンカ などによるものですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		業務上による ものですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
	医療機関名					区分	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院									
	貸付申込額	(保険診療による自己負担額 - 自己負担限度額※1) × 0.8 (千円未満切り捨て)														
	振込先金融機関	★振込先口座は必ずご記入ください。														
		銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 出張所		預金 種目	普通	口座 番号									
	銀行コード	支店コード		目												
	口座名義 (被保険者名義のみ)	カタカナで記入				ゆうちょ銀行は振込用の店名・ 口座番号をご記入ください										

※1 << 自己負担限度額 算式 >>

・70歳未満			多数該当
ア.標準報酬月額83万円以上	252,600円+	(総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ.標準報酬月額53万~83万円未満	167,400円+	(総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ.標準報酬月額28万~53万円未満	80,100円+	(総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ.標準報酬月額26万円以下	57,600円		
オ.市町村住民税非課税世帯	35,400円		24,600円

・70歳以上75歳未満			多数該当
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+	(総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+	(総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+	(総医療費-267,000円) × 1%	44,400円

※一般、低所得者の方は高齢受給者証で適用のため対象外

☆添付書類 請求明細書(原本)または領収明細書(原本) ※確認後、原本は返却いたします

健 保 記 入 欄	決定事項	貸付可・貸付不可(理由)									
	対象者	被保険者・被扶養者		年 齢	70歳未満・70歳以上						
	起案日	年 月 日	区 分	所 得	70歳未満 ア・イ・ウ・エ・オ・多数該当						
	貸付日	年 月 日			70歳以上 Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ・多数該当						
	貸付額	自己負担限度額算出 円+() × 1% = 円 高額療養費(自己負担額-自己負担限度額) × 0.8 (千円未満切り捨て) 円									
	決 裁	常務理事	事務長	GM	担当						作業完了

健保受付印

(R1.5.1改訂)

<高額医療費資金貸付 説明と注意事項>

- ★マイナンバーで申請したい方は健康保険組合までご連絡ください。
- ★ボールペンで記入し、書き損じた場合は訂正箇所には訂正印を押してください。

1. 高額医療費資金貸付制度とは

高額な医療費の支払いに困ったときに、高額療養費を支給される見込みのある人に対して、当面のつなぎ資金として、約3ヶ月後の高額医療費が支給されるまでの間の支払いに充てるための資金を無利息で貸し付ける制度です。

※限度額適用認定証との併用はできません。

2. 対象者

被保険者または被扶養者で、高額療養費の支給を受ける見込みがあり、医療費の請求を受けた方または支払った方(公費負担がある場合を除く)

3. 貸付金額

高額療養費支給見込み額の8割(千円未満切り捨て)

※高額療養費とは医療費の窓口負担額が、下表の自己負担限度額を超えた分をいいます。

・70歳未満

		多数該当
ア.標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ.標準報酬月額53万~83万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ.標準報酬月額28万~53万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ.標準報酬月額26万円以下	57,600円	
オ.市町村民税非課税世帯	35,400円	24,600円

		多数該当
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円

※一般、低所得者の方は高齢受給者証で適用のため対象外

4. 添付書類

請求明細書または領収明細書の原本

※確認後、原本は返却いたします。

5. 貸付期日

毎週金曜日までに申込書が健保組合に届いた分は、翌週金曜日(祝日の場合はその前日)に指定口座へ振り込みます。

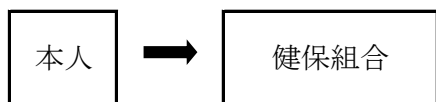
6. 貸付金の返済

約3ヶ月後に健保組合から支給される高額療養費の支給の際に、給付金から貸付金額を減額して精算します。手続きは不要です。

貸付金は貸付申込書にご記入いただいた指定口座へ振り込みますが、精算後の残りの給付金は事業所経由での振り込みとなります。

ただし、給付金から精算できない場合は、健保組合の指定口座へ振り込んでいただきます。

7. 提出ルート



8. 個人情報保護について

ご記入いただいた個人情報は、健保組合からのご案内や保険給付金等の支払いに使用される場合があります。詳しくは <https://www.shokki-kenpo.jp/policy/> をご覧ください。

お問い合わせ先	〒448-0847	愛知県刈谷市宝町8丁目1番地 豊田自動織機健康保険組合 医療保険グループ 外線 0566-21-7784 内線 70-4612
---------	-----------	--